

## 法改正により任意継続被保険者制度および傷病手当金の支給期間が 変わります ～ 令和4年1月1日施行 ～

### 1 任意継続被保険者制度の見直し

#### (1) 資格喪失の申し出について

任意継続被保険者の資格喪失の事由は、就職、死亡、保険料の未納でしたが、法改正により「任意継続被保険者でなくなることを希望する」旨の申し出ができることとなりました。

その場合、申し出のあった翌月1日に資格喪失することになります。

#### (2) 標準報酬月額の上限（保険料の上限）について

任意継続被保険者の保険料計算については、退職時の標準報酬月額に保険料率をかけて計算することとし、その標準報酬月額が全被保険者の標準報酬月額の平均額（現行は380千円）を超える場合は、その平均額に保険料率をかけて計算されていました。

法改正により、健康保険組合にあっては上限額を設けず退職時の標準報酬月額により保険料の計算ができることとなり、当健康保険組合においては第124回組合会で規約改正の承認をいただき、任意継続被保険者の保険料については、退職時の標準報酬月額に保険料率をかけて計算することとします。

この法改正による取り扱いについては、令和4年1月1日以降に任意継続被保険者となる者を対象とし、現在加入中の任意継続被保険者については、現行の保険料額の変更はいたしません。

### 2 傷病手当金の支給期間の通算化

傷病手当金の支給期間が、支給開始日から「通算して1年6か月」になります。

- ・ 同一のケガや病気に関する傷病手当金の支給期間が、支給開始日から通

算して1年6か月に達する日まで対象となります。

- ・ 支給期間中に途中で就労するなど、傷病手当金が支給されない期間がある場合には、支給開始日から起算して1年6か月を超えても、繰り越して支給可能になります。
- ・ この法改正により対象となる者は、令和4年1月1日以降に傷病手当金が支給開始となる者および、現に傷病手当金を受けている者で支給開始日から起算して1年6か月を経過していない者（傷病手当金の支給開始日が令和2年7月2日以降）となります。

具体的には次の表のとおりになります。

